

J A秋ふ営経発第 15 号  
令和 7 年 4 月 7 日

各 位

秋田ふるさと農業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 誠一  
(公 印 省 略)

## 秋田県プレスリリース「カドミウム基準値超過米の流通について(第 1 報)」に係る JA秋田ふるさとの対応状況について

J A秋田ふるさとでは、毎年産米において秋田県の指導により、生産者から出荷される玄米のカドミウム分析を行っております。現在、令和 6 年産米の分析は全て終了しており、安全性が確認された玄米のみ市場へ流通している状況です。

検査段階において、食品衛生法で定める成分規格基準値を超えるカドミウムが検出された場合は、秋田県の買取りとなり、食用とは隔離した他用途向け(廃棄含む)に処理されておりますことを申し添えます。

今後とも当 J A産米をご愛好いただきますようお願い申し上げます。

[カドミウム基準値超過米の流通について\(第 1 報\) | 美の国あきたネット  
https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88452](https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88452)

～この件に関するお問い合わせ先～

J A秋田ふるさと米穀課 TEL0182-23-6556 (担当: 猿橋司、長岩誠、高橋耕平)